

掲載内容

第1章 遺言書作成と相続対策

1 遺言書を作成するメリット

- (1) 相続トラブルの防止
- (2) 遺産争いの現状
- (3) 相続人以外の者に対して財産を残すことができる
- (4) 相続税法等の特例措置を受けることができる

2 遺言の必要性が特に強いと思われる場合

3 遺言の方式

- (1) 普通方式の遺言書の概要
- (2) 特別方式の遺言書の概要

4 遺言の撤回

- (1) 新たな遺言書を作成
- (2) 法定撤回

5 法定記載事項

6 相続欠格・廃除

- (1) 相続欠格
- (2) 推定相続人の廃除

7 予備的遺言(補充遺贈)

8 遺言書の検認と検索

- (1) 遺言書の検認
- (2) 遺言書の検索

第2章 遺言書を作成しておくことで期待される相続対策の効果

1 相続争いの防止

- [1] 遺言者の遺志に従った遺産相続
- [2] 受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合
- [3] 遺留分対策
- [4] 遺留分の放棄
- [5] 遺留分に関する民法の特例の活用
- [6] 遺留分侵害額の請求の順序の指定
- [7] 持戻し免除の意思表示
- [8] 相続させたくない者がいる場合
- [9] 第三者への相続分の指定の委託
- [10] 付言事項
- [11] 寄与分と特別寄与

2 相続手続の円滑化

- [12] 遺言執行者の指定
- [13] 国外に居住する相続人がある場合
- [14] 遺言書による未成年後見人の指定

- [15] 判断能力が不十分な相続人がある場合
- [16] 未成年の子の親権者に財産を管理させたくない場合
- [17] 推定相続人の廃除
- [18] 遺言書による認知
- [19] 相続人が1人でも遺言書を残す効果
- [20] 相続人に対する貸付金がある場合
- [21] 換価して特定公益法人等へ遺贈する場合
- [22] 預貯金の相続における留意点

3 事業承継の円滑化

- [23] 会社後継者の支配権の確保
- [24] 法人への土地遺贈
- [25] 土地の無償返還に関する届出書(使用貸借契約である場合)
- [26] 土地の無償返還に関する届出書(賃貸借契約である場合)
- [27] 同族法人への貸付金の放棄

4 不動産相続手続の円滑化

- [28] 相続させる旨の遺言書
- [29] 配偶者居住権を遺贈する場合
- [30] 賃料収入の帰属
- [31] 20年以上の婚姻期間のある配偶者へ居住用不動産を遺贈する場合
- [32] 不動産の相続登記の義務化への対応

5 信託

- [33] 遺言信託
- [34] 遺言代用信託
- [35] 後継ぎ遺贈型受益者連続信託

6 相続人不存在・行方不明の場合への対応

- [36] 相続人のうちに行方不明者や生死が明らかでない者がいる場合
- [37] 相続人不存在の場合

7 生命保険金受取人に関する対応

- [38] 生命保険金の受取人を変更する場合

8 税法上の特例適用の円滑化

- (1) 配偶者の税額軽減
 - [39] 遺産の一部について遺贈があった場合
 - [40] 遺言書で全て配偶者に相続させるとしている場合
- (2) 小規模宅地等の特例
 - [41] 小規模宅地等の対象宅地等がある場合
 - [42] 遺留分侵害額請求があった場合の対応
 - [43] 特定居住用宅地等の相続
 - [44] 特定同族会社事業用宅地等の相続
 - [45] 使用貸借の土地の相続
- (3) 居住用不動産の譲渡
 - [46] 相続した居住用不動産の譲渡をする場合

- [47] 被相続人の居住用財産(空き家)にかかる譲渡所得の特別控除の特例

- (4) 国外転出(相続)時課税
- [48] 相続人のうち非居住者がいる場合
- (5) 相続税額の取得費加算の特例
- [49] 相続税の申告期限から3年以内に相続した土地を譲渡することができない場合
- (6) 金庫株
 - [50] 相続した株式をその発行会社へ譲渡する場合
 - (7) 相続人でない孫への遺贈
 - [51] 相続人でない孫へ遺言書で遺贈する場合
 - (8) 停止条件付遺贈
 - [52] 停止条件付の遺贈があった場合
 - (9) 被相続人の債務
 - [53] 相続人のうち一人に対して財産全部を相続させる旨の遺言がある場合
 - (10) 土地を分割して相続
 - [54] 二方路線などの土地を分割して相続した場合
 - (11) 地積規模の大きな宅地等
 - [55] 地積規模の大きな宅地の要件を充足する方法
 - (12) 遺言と異なる遺産分割
 - [56] 遺言と異なる遺産分割をする場合
 - (13) 未成年の子や障害者である子などへの遺贈
 - [57] 未成年の子や障害者である子などが遺産を取得する場合
 - (14) 相次相続控除
 - [58] 相続人が相続の放棄をした場合
 - (15) 包括遺贈と特定遺贈
 - [59] 包括遺贈と特定遺贈がある場合
 - (16) 一般財団法人を遺言で設立
 - [60] 一般財団法人を活用して遺産を公益の用に供する場合
 - (17) 一般社団法人への遺贈
 - [61] 一般社団法人を活用して相続税の課税を軽減する場合
 - (18) 事業承継と遺言書
 - [62] 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予を受ける場合
 - [63] 取引相場のない株式等の相続
 - [64] 農地等についての相続税の納税猶予

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

遺言書で実現可能な税務上の効果を詳解!

税理士が知っておきたい 遺言書でできる相続対策

著 山本 和義 (税理士)

- 「相続対策における遺言の効果」をテーマに、その基本を解説しています。
- 遺言書の作成により、相続手続や税法上の特例適用の円滑化が図れる事例を豊富に紹介し、実務上の要点を示しています。
- 相続実務の豊富な経験と専門知識を持つ税理士が執筆した確かな内容です。



併せてご利用ください

税理士が知っておきたい

相続発生後でもできる相続税対策

著 山本 和義 (税理士)

B5判・総頁 272頁
 定価 4,070円(本体 3,700円) 送料 460円
 ISBN978-4-7882-9091-4
 〈電子版〉定価 3,740円(本体 3,400円)



B5判・総頁 206頁
 定価 3,630円(本体 3,300円) 送料 460円
 ISBN978-4-7882-9249-9

0120-089-339 (通話料無料)
 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>



詳細はコチラ!

電子書籍も
 新日本法規WEBサイトで
 発売!!

〈電子版〉
 定価 3,300円(本体 3,000円)

けることができます。また、小規模宅地等の特例のうち、特定事業用宅地等についての適用も、被相続人の事業を相続税の申告期限までに承継することが要件の一つとされていることから、相続税の申告期限後に遺産分割協議が調って、被相続人の事業を承継することになって特定事業用宅地等としての特例の適用を受けることができない可能性があります。

また、賃料収入は遺産分割協議が調うまでの間、遺産とは別個のものであることから相続人の相続分によってそれぞれに帰属するとされています。さらに、配偶者の税額軽減制度の適用については、原則として、相続税の申告期限までに遺産分割協議が調うことも要件とされていることから、遺言書が残されていればそれらの特例も支障なく適用を受けることができます。

遺言書が残されていると「遺言相続」が優先され、仮に遺留分の侵害がある内容の遺言書で遺留分の請求があっても、平成30年の民法改正（平成30年法律72号）によって遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権に改正されたことから、遺産が共有状態に戻ることはありません。

2 遺言の必要性が特に強いと思われる場合

一般的に言えば、ほとんどの場合において、遺言者が、自分のおかれた状況や家族関係をよく頭に入れて、それにふさわしい形で財産を承継させるように遺言をしておくことが、遺産争いを予防するため、また後に残された者が困らないために、必要なことであるといつてよいと思います。ただし、下記のような場合には、遺言をしておく必要性がとりわけ強く認められる、といえましょう。

- ① 子がなく、配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合（兄弟姉妹には遺留分が認められていないので、遺言書どおり相続させることができる。）
- ② 先妻の子と後妻（子がいる場合を含む。）がいる
- ③ 子の
- ④ 相続

【29】 配偶者居住権を遺贈する場合

私は再婚した妻の老後生活の安定のために、現在居住している不動産について妻に相続させたいと考えています。しかし、再婚した妻との間には子はいません。そのため、妻が死亡したらその不動産は、私の先妻の子に相続させたいと思っています。

妻と私の子との間で養子縁組を行う方法や、妻の遺言書によって私の子が相続することができる方法があると聞いています。

しかし、それらの方法は確実なものとはいえないとのことなので、代替案があれば教えてください。

対策	<p>配偶者居住権を妻に遺贈すれば、妻は賃料の負担なくその建物に住み続けることができます。</p> <p>配偶者居住権は、他に譲渡することができません。また、妻が死亡したら配偶者居住権は消滅するとされていますので、遺言書で配偶者居住権を妻に遺贈し、居住用不動産（負担付所有権）については、子に相続させるとしておけば、妻の死亡によりその子が完全所有権として承継することができます。</p>
-----------	---

解説

社会の高齢化が進み平均寿命が延びたことから、夫婦の一方が亡くなった後、残された配偶者が長期間にわたり生活を継続することも多くなりました。その際には、配偶者が、住み慣れた住居で生活を続けるとともに老後の生活資金として預貯金等の資産も確保したいと希望することも多いと考えられます。

そこで、平成30年の民法改正（平成30年法律72号）によって、残された配偶者が被相続人の所有する建物（夫婦で共有する建物でも構いません。）に居住していた場合で、

(2) 小規模宅地等の特例

【41】 小規模宅地等の対象宅地等がある場合

父が死亡し、相続人は事業承継者の長男と専業主婦の長女の2人です。父は、長男のために事業に不可欠な土地について遺言書を残していましたが、アパートやその他の財産について遺言書に記載がありません。

相続税の申告期限までに遺言書に指定のない財産について、遺産分割協議が調わなかった場合、長男が遺言によって取得する宅地について小規模宅地等の特例の適用はどのようになるのでしょうか。

対策	<p>アパートの敷地は、貸付事業用宅地等に該当し、未分割である場合には、その敷地は相続人の共有状態にあります。小規模宅地等の特例は、特例対象宅地等を相続した相続人等の全員の選択同意が要件の一つとされています。</p> <p>そのため、長男が相続した宅地から小規模宅地等の特例の適用を受けようとする場合には、長女の選択同意が不可欠です。</p> <p>そのため、遺言書で小規模宅地等の対象宅地等については、全て長男に相続させるとしておけば他の相続人の協力は不要となります。</p> <p>この特例は、配偶者の税額軽減と並んで、相続税の申告において最も多く利用されている特例といえます。そのため、特例の適用要件を遺言書などで満たすような対策を実行しておくことが大切です。</p>
-----------	---

解説

小規模宅地等の特例は、個人が、相続や遺贈によって取得した財産のうち、その相続開始の直前において被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等のうち一定のもの（この特例の対象となる全ての宅地等を「特例対象宅地等」といいます。）がある場合には、その宅地等のうち、

3. 父の財産
 - ① 特定事業用宅地等（400m²） 1億円（遺言書で長男に相続させるとしている。）
 - ② 貸付事業用宅地等（200m²） 500万円
 - ③ その他の財産 3500万円
4. 遺産分割
 - ① 令和5年12月に分割協議が調い、長男が特定事業用宅地等を、長女が貸付事業用宅地等とその他の財産を相続し、特定事業用宅地等から小規模宅地等の特例を選択することに同意があった場合
 - ② 長男は遺言書に従って特定事業用宅地等を相続したが、相続税の申告期限までに小規模宅地等の特例の選択について同意が得られず、令和6年4月、遺言書で指定のない財産は長女が相続することになったが、長女が相続した貸付事業用宅地等から小規模宅地等の特例の選択同意は得られなかった。
5. 相続税の計算

(単位：万円)

	4. ① (分割・選択同意あり)		4. ② (未分割・選択同意なし)(※)	
	長男	長女	長男	長女
特定事業用宅地等	10000	—	10000	—
貸付事業用宅地等	—	500	—	500
小規模宅地等の特例	△8000	—	—	—
その他の財産	—	3500	—	3500
課税価格	2000	4000	10000	4000

(10) 土地を分割して相続

【54】 二方路線などの土地を分割して相続した場合

不動産賃貸業を営む父が死亡しました。相続人は長男及び長女の2人です。父の遺言書で、二方路線に面する青空駐車場の土地について1/2の共有によって相続させるとしてあります。この場合、その土地の相続税評価額はどのように評価されますか。

相続税の軽減が図れるのであれば、遺贈の放棄によって遺産分割協議による分割を考えたいと思います。

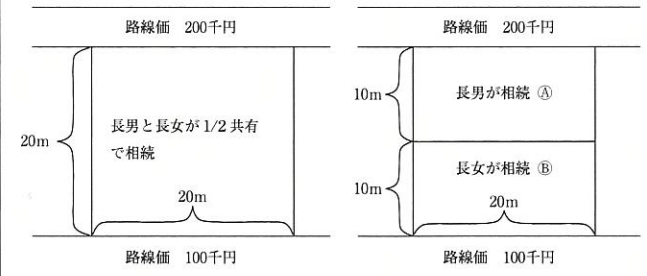
相続税の計算上の有利・不利があるのであれば教えてください。

対策	<p>遺言書が残されていて、遺言書どおり相続することが相続税を軽減することにならないこともあります。本事例のような場合、遺言書どおりの分割になると、その土地は1つの評価単位によって評価されます。そのため、二方路線影響加算の適用を受けることから、その土地の相続税評価額が高く評価されます。</p> <p>そのため、遺贈の放棄によって遺産分割協議でその土地を2分割にして、長男と長女がそれぞれの土地を相続することとすれば、その土地の評価単位は2つとなり、相続税評価額が下がることが期待されます。</p>
-----------	---

解説

宅地の価額は、1筆単位で評価するのではなく、1画地の宅地（利用の単位となっている1区画の宅地をいいます。）ごとに評価します。

【設例1】 二方路線の場合：正面と裏面の二方に道路がある場合
(分割案1) (分割案2)



〈前提〉 普通住宅地区にある青空駐車場として利用している土地
 被相続人 父（令和5年3月死亡）
 父の財産 上記土地とその他の財産1億円
 相続人 長男・長女
 奥行価格補正率 20m：1.00 10m：1.00
 二方路線影響加算率 0.02

分割案1（共有による相続）	分割案2（2分割による相続）
・1m ² 当たりの価格の計算	
20万円×1.00=20万円 20万円+(10万円×1.00×0.02)=20.2万円	④20万円×1.00=20万円 ⑤10万円×1.00=10万円
・評価額の計算	